

令和7年可茂消防事務組合議会第1回定例会 会議録

シティホテル美濃加茂 3階若竹の間  
3月10日(月) 午後2時25分開議

---

○議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議第 1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 5 議第 2号 可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び可茂消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 3号 可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 4号 可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 5号 令和7年度可茂消防事務組合市町村分担金について
- 日程第 9 議第 6号 令和7年度可茂消防事務組合一般会計予算
- 日程第 10 議第 7号 可茂消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

---

○会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

---

---

○会議に出席した議員（20名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	佐藤 文彦	2番	森 弓子
3番	肥田 光久	4番	澤野 伸
5番	伊藤 敬宏	6番	林 重光
7番	渡邊 圭太	8番	佐曾利 敏
9番	佐藤 光宏	10番	櫻井 芳男
11番	加納 福明	12番	福井 徳一
13番	瀨瀨 幸美	14番	安藤 峰行
15番	佐伯 正貴	16番	藤井 宏之
17番	今井 俊郎	18番	今井 美和
19番	渡辺 幸伸	20番	大沢 まり子

---

○本日の会議に欠席した議員

議席番号	氏名
------	----

---

○説明のため出席した者の職・氏名

管理者	藤井 浩人	副管理者	富田 成輝
副管理者	金子 政則	消防長	丹羽 智博
次長	今井 肇	総務課長	間宮 幸也

---

○職務のため出席した総務課職員の職・氏名

総務課課長補佐	馬場 基宜	総務課財政係長	福住 守正
---------	-------	---------	-------

---

○職務のため出席した者の職・氏名

書記	安江 拓也
----	-------

---

開会 午後 2 時25分

《開会》

○議長（澤野伸議員）

ただ今の出席議員数は20名です。したがって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

これより令和 7 年可茂消防事務組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（藤井浩人）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

藤井浩人管理者。

○管理者（藤井浩人）

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和 7 年可茂消防事務組合議会第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、ご参集賜り、心より厚くお礼申し上げます。

また、平素は、当組合の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日、ご提案申し上げます案件は、条例に関するもの 5 件、予算に関するもの 2 件の計 7 件でございます。

議案の詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（澤野伸議員）

次に、消防長から可茂消防事務組合の現況報告について、発言を求められておりますので、これを許します。

○消防長（丹羽智博）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

丹羽智博消防長。

○消防長（丹羽智博）

現況の報告を申し上げるとともに、一言ご挨拶をさせていただきます。

日頃より、当組合の業務運営に格別のご理解とご指導を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

初めに、お手元の資料8「消防統計」にございます令和6年における火災・救急等の出動状況についてご報告いたします。

火災件数は、83件で、一昨年と比較して1件増加しました。死者は前年から1名減少し3名、負傷者は前年から15名減少し、9名となっています。火災の種別については、建物火災42件、林野火災1件、車両火災が2件、その他の火災が38件です。

救急件数は、前年と比較し65件の増加の10,785件となり、コロナ禍以降3年連続で過去最多を更新しております。

救助出場件数は90件で、前年同期と比較して7件増加しています。

また、本年に入ってから火災件数は、前年2月末と比較し1件増加の18件で、死者及び負傷者は各2名が発生しています。

救急出動件数は2月末で1,934件となり、前年と比較して79件増加しました。なお、管内における病院への問い合わせ回数4回以上、かつ現場滞在時間30分以上となる、いわゆる、救急搬送困難事案は、昨年12月は19件、1月は27件とこちらも過去最多を記録しましたが、2月は3件に減少しています。

次に、救急業務の円滑化を目的に令和7年度から総務省消防庁において、全国全ての消防本部に救急隊専用のタブレット端末を無償貸与し、救急隊が健康保険証の利用登録をした傷病者のマイナンバーカードを読み取り、病院選定等に利用するための医療情報等を把握するシステムの実証実験を実施することとなり、当組合も全救急隊14隊が実証実験に参加するためのタブレット端末等の配布の通知がございました。

この救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に活用する情報を把握する取り組みを「マイナ救急」と呼んでおり、令和6年度から一部の消防本部で実証実験が始まっており、タブレット端末のほか、マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無償で配布され、運用されることとなります。

実際の運用では、救急隊はマイナ保険証を読み取り、病歴や投薬情報を正確に把握できるとともに、システムのデータベースから過去の受診医療機関、既往歴、特定健診等の情報を組み合わせ、傷病者の負担軽減につながるほか、円滑な医療機関の選定や適切な応急処置が期待されるものとなります。

当組合としても、救急車の適正利用とあわせて、「マイナ保険証」の利用促進を図っていきたいと考えています。

次に、庁舎建設事業についてですが、南消防署西可児分署においては、工事が完了、2月末に完了検査を終えました。3月から什器類を設置、竣工式を27日に執り行い、その後、通信機器等の移設を行い3月28日から新庁舎での業務を開始する予定です。

また、南消防署御嵩分署の庁舎建設につきましては、令和7年度に予定されています亜炭鉱廃坑跡の空洞の充填工事に向け、今年度、御嵩町に依頼した亜炭鉱廃坑調査・設計業務が完了しました。調査設計における充填工事の予算については、後ほどご説明させていただきますが、人件費や資材など物価高騰が年度の経過とともに工事単価に大きく影響を及ぼすことから、御嵩町との間で今年度中に次年度の

充てん工事に係る入札が執行できるよう、御嵩町との協議を図らせていただきました。なお、組合においての予算は、確認書により工事完了後にお支払いすることとしており、令和7年度の予算に計上しております。財源は、今年度の調査設計業務と同様、緊急防災減災事業債を活用する予定としています。

本件については、この後の議案説明において、西可児分署については議第4号の設置条例の一部改正において、御嵩分署については議第6号の新年度予算において、それぞれご説明させていただきます。

最後に、岩手県大船渡での林野火災、埼玉県八潮市での道路陥没事故、能登半島での地震・豪雨による災害など、各地で自らの消防力では対応が困難な災害が発生しています。

当組合では、地震による災害を想定した、大規模災害発生時の消防本部としての初動対応、他県からの緊急消防援助隊の要請、消防指揮本部の運用などを目的にシミュレーション訓練を実施し、当組合で策定しています緊急消防援助隊の受援計画における活動が円滑に進められるよう取り組んでいます。

また、本年度は各市町村消防団との連携訓練を積極的に実施し、消防団のあり方が変化するなか、常備消防として役割を果たし、地域との連携の強化を図っています。

今後も、自然災害をはじめ組合の災害対応力の向上に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、第1回定例会における現況の報告といたします。

#### ○議長（澤野伸議員）

それではこれより、本日の会議を開きます。

お手元に配布の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1「諸般の報告」をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和6年9月分から令和6年12月分までの現金出納検査結果の報告がありました。

その写しをお手元に配布してありますので、ご確認をお願いいたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、12番、福井徳一議員、15番、佐伯正貴議員を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

#### ○議長（澤野伸議員）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4、議第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○次長（今井肇）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

今井肇次長。

○次長（今井肇）

それでは、議第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、ご説明しますので、資料番号1、可茂消防事務組合第1回定例会議案の1ページ、資料番号3、可茂消防事務組合議会第1回定例会資料、1ページをお願いいたします。

刑事施設における受刑者の特性に応じた柔軟な処遇の実施を可能にするため、懲役及び禁錮を新たな自由刑、いわゆる拘禁刑として単一化するなどを趣旨とした、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第4項及び第5項、可茂消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の第17条中に定められている懲役を拘禁刑に改めるものであります。

条例中の罰則規定については、地方検察庁が条例の制定、改正等に関し意見を求められた場合には、これに協力して適宜助言等を行うこととした事前協議が必要となることから、岐阜地方検察庁に本条例について協議を申し出ましたが、特段、意見はないとの回答を得ております。なお、この条例の施行日は、法律が施行される日と同日の、令和7年6月1日とするものであります。

以上で、議第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（澤野伸議員）

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長（澤野伸議員）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野伸議員）

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議第2号「可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び可茂消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○次長（今井肇）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

今井肇次長。

○次長（今井肇）

それでは、議第2号「可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び可茂消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたしますので、議案の3ページ、資料の2ページをお願いいたします。

顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為など、いわゆる、カスタマーハラスメントに対応し、公文書の公開すべき情報及び個人情報の開示すべき情報から特定の個人が識別される情報を除くことにより、正当な権利及び利益を保護することを目的に、第1条で可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第4条の不開示情報としない情報であった、公務員等の氏名に係る部分を削除とし、また、第2条で可茂消防事務組合情報公開条例第6条の公文書の公開義務において、公務員等の氏名に関する情報を削ります。

これにより、公務員等の職及び氏名に関する情報から公務員等の職に関する情報とすることで、公文書の公開義務の規定を改めるものであり、条例の施行日を、令和7年4月1日とするものであります。

以上で、議第2号「可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び可茂消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（澤野伸議員）

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長（澤野伸議員）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野伸議員）

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議第3号「可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○次長（今井肇）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

今井肇次長。

○次長（今井肇）

それでは、議第3号「可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたしますので、議案の6ページ、資料の3ページをお願いいたします。

消防組織法第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置等については、条例で定めることとなっています。

第1条は、当組合における消防事務を処理するための消防機関を号建てに改め、第4条は、可茂消防事務組合南消防署西可児分署の庁舎新築工事が今年度中に完了し、移転、運用を開始することに伴い、西可児分署の位置を現在の可児市東帷子1683番地1から可児市東帷子1679番地5に改めるものであり、第7条は、委任規定を新たに追加するものであります。なお、この条例の施行日は、公布の日からと

するものであります。

以上で、議第3号「可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（澤野伸議員）

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長（澤野伸議員）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野伸議員）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議第4号「可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○次長（今井肇）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

今井肇次長。

○次長（今井肇）

それでは、議第4号「可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたしますので、議案の8ページ、資料の4ページをお願いいたします。

昨年1月の能登半島地震では3次隊、延べ72名、また、同年9月の能登半島豪雨災害においては4次隊、延べ19名を緊急消防援助隊岐阜県大隊として、職員を被

災地に派遣してきました。

こうした緊急消防援助隊などの活動における特殊勤務手当については、危険な区域を含む過酷な環境のもと、救助活動等に従事するとして、活動の特殊性を評価し、類似の活動に従事している国家公務員、警察職員などとの処遇面での均衡を図るよう、総務省消防庁から令和6年8月1日付で「緊急消防援助隊として出勤した消防職員に対する手当の支給について」として、既に支給している特殊勤務手当の額、水準の見直しの検討をできるだけ速やかに行うよう、通知がありました。

今回の条例の改正は、最初に第2条において、岐阜県広域消防相互応援協定に基づく業務に従事したときであっても、緊急消防援助隊と同様に特殊勤務手当が支給することを明記するため、同様に取り扱うことができるよう、同条第6号の緊急消防援助隊出場手当を緊急消防援助隊等出場手当に改めます。

また、先ほど説明しました、総務省消防庁の通知を受け、第8条第1項において、特殊勤務手当の支給額を現行の1,000円から1,080円、さらには同条第2項で当該業務が著しく危険な区域で行われた場合は、2,160円に改めます。

次に、第9条において、同時に支給要件を満たす場合の併給の禁止の規定を新たに追加し、第10条において、支給に関しての詳細な規定を定めるため、所要の改正を行うものであり、条例の施行日を、公布の日からとするものであります。

以上で、議第4号「可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（澤野伸議員）

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長（澤野伸議員）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野伸議員）

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議第5号「令和7年度可茂消防事務組合市町村分担金について」を

議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○次長（今井肇）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

今井肇次長。

○次長（今井肇）

それでは、議第5号「令和7年度可茂消防事務組合市町村分担金について」、ご説明いたしますので、議案の10ページ、資料の5ページをお願いいたします。

この市町村分担金については、可茂消防事務組合規約第12条第2項の規定に基づき、組合議会の議決を求めるものであり、議決により、議案10ページの記載のとおり構成市町村に分賦するものであります。

令和7年度予算は、後ほど、ご説明いたしますが、消防救急デジタル無線設備部分更新事業、西可児分署及び御嵩分署の新庁舎整備事業、高規格救急車の更新等を含め、経常経費の積算を行い、分担金は、前年度より、1億6,895万円増の27億4,838万6千円をお願いすることとしております。

この分担金は、一般分担金と、建物火災及び林野火災発生時に同報無線において吹鳴する、火災放送に係る経費をご負担いただいております、特別分担金で構成されています。

一般分担金については、組合構成市町村の地方交付税の算定の基礎となった消防費に係る基準財政需要額の比率に応じ、按分することにより資料5ページ、市町村別分担金算出表、B欄の負担割合を算定し、この負担割合により算出した額をご負担いただくこととしており、その金額がC欄に記載する金額となります。

一方、特別分担金につきましては、資料の6ページに記載のとおり、可児市及び東白川村を除く、8市町において、令和7年度市町村防災行政無線による火災放送に係る特別分担金算出表のとおり、A欄の集中制御装置、保守費用及びB欄の集中制御装置、点検費用について、それぞれ均等割とし、各市町にご負担をお願いする金額を19万2千円としております。

資料の5ページに戻っていただいて、各市町村の分担金の総額は、一般分担金及び特別分担金を加えたI欄に記載された金額となり、I欄の最下段が令和7年度可茂消防事務組合市町村分担金の総額となります。

以上で、議第5号「令和7年度可茂消防事務組合市町村分担金について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（澤野伸議員）

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長（澤野伸議員）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野伸議員）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議第6号「令和7年度可茂消防事務組合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○次長（今井肇）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

今井肇次長。

○次長（今井肇）

それでは、議第6号「令和7年度可茂消防事務組合一般会計予算」について、ご説明いたしますので、資料番号2、令和7年度可茂消防事務組合一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億3千万円と定め、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページに記載している、第1表、歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額等を定めるものであり、4ページの第2表、地方債に記載のとおり、消防防災施設整備事業を目的に、借入れ限度額を6億8,300万円と定め、起債の方法、利率等を定めております。

第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を5千万円と定め、第4条は、歳出予算の流用について規定しております。

次に7ページ、8ページの歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入歳出それぞれの合計額は35億3千万円で、前年度予算額に対し、5億9,100万円、率にして20.1%の増額となっております。

令和6年度と比較して大幅な増額となった理由は、後ほど、ご説明しますが、消防救急デジタル無線設備部分更新事業に係る更新工事等を実施するに当たり、緊急防災・減災事業債が大きく増額になったことによるものであります。

それでは、主な歳入から順次、ご説明しますので、10ページをお願いいたします。

第1款、分担金は、先ほど、議第5号にてご説明させていただきましたとおり、前年度より1億6,895万円増額の27億4,838万6千円としています。

12ページをお願いいたします。第2款、使用料及び手数料は、危険物施設の許可申請等の手数料の増額を見込み、前年度より188万4千円増額の599万1千円としています。

14ページをお願いいたします。第3款、国庫支出金は、国庫負担金として、緊急消防援助隊として出動する3次隊までの緊急消防援助隊等出場手当に係る経費負担金として計上しますが、国庫補助金に関しては、7年度は緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象事業がないことから、皆減となりますので、前年度より1,263万6千円減額の73万9千円としています。

16ページをお願いいたします。第5款、財産収入は、財政調整基金及び消防施設整備基金の利子のほか、高規格救急車2台の更新に伴い、官公庁オークションによる高規格救急自動車の売却費用としての物品売払収入の増額を見込み、前年度より42万5千円増額の177万3千円としています。

18ページをお願いいたします。第6款、繰入金は、前年度より500万円減額の3千万円としています。

20ページをお願いいたします。第7款、繰越金は、1千万円減額の3千万円としています。

22ページをお願いいたします。第8款、諸収入は、組合預金利子10万円、受託事業収入314万円、雑入として岐阜県防災航空隊、岐阜県消防学校に派遣している職員の岐阜県からの人件費に係る岐阜県派遣職員経費助成金1,825万1千円のほか、その他の雑入として、職員の研修費用に対する助成である、岐阜県市町村振興協会助成金、消防学校の総合教育等の職員の研修入校に係る食費負担金を見込み、前年度より357万7千円増額の3,011万1千円としています。

24ページをお願いいたします。第9款、組合債は、西可児分署耐震性防火水槽整備事業、移転用地の充てん工事に係る新御嵩分署移転用地亜炭鉱廃坑跡対策事業、東可児分遣所の仮眠室個室化を図る東可児分遣所庁舎改修事業、御嵩分署及び東可児分遣所の高規格救急車2台の更新、消防救急デジタル無線設備部分更新事業に係る更新工事及び工事の監理業務など実施するため、前年度より4億4,380万円増額の6億8,300万円としています。

以上が、歳入でございます。続いて、主な歳出についてご説明いたします。

26ページをお願いいたします。第1款、議会費は、組合議会の会場借り上げ料が増額することから、18万5千円としています。

28ページをお願いいたします。第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、人事院勧告に伴う給与改定により、給料、期末・勤勉手当、それに伴う共済費、児童手当制度の改正などに、人件費が増額となるほか、管内13

署所の消防施設の維持管理に係る経費を計上し、前年度より1億2,764万4千円増額の23億9,053万5千円としています。

32ページをお願いいたします。第2項、監査委員費は、前年度と同額の11万7千円としています。

34ページをお願いいたします。第3款、消防費、第1項、消防費、第1目、消防費は、消防・救急活動に必要な資機材及び消耗品、また、それらを維持していくための車検、点検、修繕料などを計上し、前年度より1,221万1千円減額の7,362万8千円としています。

第2目、施設費は、先ほど、歳入の第9款、消防債の項目で説明しましたとおり、西可児分署耐震性防火水槽整備事業、新御嵩分署移転用地亜炭鉱跡対策事業、東可児分署所庁舎改修事業、御嵩分署及び東可児分署の高規格救急車2台の更新、消防救急デジタル無線設備部分更新事業に係る更新工事及び工事の監理業務などを実施することから、前年度より4億9,985万8千円増額の9億2,821万8千円としています。

38ページをお願いいたします。第4款、公債費は今年度に償還が終了するものが2件、7年度から償還が始まるものが2件と件数は変わりませんが、平成24年度に借り入れた消防救急デジタル無線整備事業及び川辺庁舎整備事業等の償還が終了することに伴い、前年度より2,432万4千円減額の1億3,681万7千円としています。

40ページをお願いいたします。第5款、予備費は50万円で前年度と同額を計上しております。続いて、42ページからは給与費明細書、47ページは地方債に関する調書を記載しておりますが、時間の都合上、説明は省略させていただきますので、後ほど、ご確認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

次に令和7年度における主な事業内容をご説明しますので、資料番号4、当初予算の概要2025の8ページをお願いいたします。

最初に消防・救急に関してですが、年々増加傾向にある救急需要と救命処置の高度化を図るため、救急救命士の養成及び教育、救急隊員に必要な資格の取得、更新に関する費用のほか、隊員の装備品、高度救命処置用資器材などの購入費用として3,628万4千円を計上します。

次に火災予防に関してですが、消防法に基づく防火管理上必要な資格を取得しやすい環境を整備するため、講習などオンラインで実施できるよう研修管理システムを導入するなど、火災予防体制を強化するため、175万4千円を計上します。

9ページをお願いします。次に消防行政運営に関してですが、最初に消防庁舎整備関連として、今年度末に移転が完了する南消防署西可児分署について、現存する、旧西可児分署を解体し、耐震性防火水槽を設置後に整地する造成工事及びこの工事の設計監理業務に係る費用として計5,136万4千円、御嵩分署新庁舎移転用地の亜炭鉱跡対策として御嵩町にお願いする充てん工事の負担金として1億3,200万円の計1億8,336万4千円を計上します。なお、御嵩分署新庁舎移転用地に係る亜炭鉱跡対策に関しましては、令和5年12月の組合議会第2回定例会後において、事業計画案をご承認いただき、充填に係る費用を9,040万円の計画としておりましたが、近年の物価高騰の影響により、今年度を実施した調査設計において、充てん事業に係る設計価格が1.4倍以上の価格となったことから、来年度予算において、計画の金額から増額した金額である、1億3,200万円を計上しております。

す。この事業に関しては、全て緊急防災・減災事業債にて充当されますので、令和7年度の分担金には影響がありませんので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

次に、通信指令体制の強化関連では、運用開始から10年が経過した消防救急デジタル無線設備の部分更新工事及び工事の監理業務として5億29万2千円を計上します。この事業に関してご説明しますので、恐れ入りますが、11ページの消防救急デジタル無線設備部分更新工事をお願いいたします。

消防救急デジタル無線設備の機能強化を図り、安定した無線交信が可能な地域の拡充を図るため、消防本部基地局並びに八百津町上吉田、白川町笹山及び上佐見、御嵩町美佐野の各前進基地局の基地局無線装置、空中線共用器をはじめ、各基地局を接続、基幹となる無線回線制御装置を更新するほか、移動局である指揮車、タンク車及び救助工作車の、車載型無線装置17台、火災等の出動現場から消防本部基地局や隊員間での無線交信を行う携帯型無線装置30台を更新するものであります。なお、財源は充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を充当します。

9ページに戻っていただきまして、次に車両更新関連ですが、今後の救急需要に対応するため、運用から10年が経過する御嵩分署及び東可児分遣所に配備している高規格救急自動車のほか、配備から16年が経過する広報車、軽査察車の更新費用として7,647万円を計上します。

また、車両維持管理関連では、はしご車について、安全性や確実性がより強く求められ、長期間にわたって安全性や性能を維持するため、安全基準に従い、前回のオーバーホールから5年が経過している南消防署に配備の、はしご車のオーバーホール及び当組合が保有する67台の車両の維持管理費等として、4,887万8千円を計上します。

10ページをお願いいたします。最後になりますが、「活気がある職場づくり」では、人材育成関連のほか、職場環境整備関連として、東可児分遣所の仮眠室の個室化、照明のLED化を実施する、庁舎改修をはじめ、中消防署の洗面所改修、中央分署の水道管の布設替え等の工事費用として2,170万円を計上します。

以上が令和7年度の主な事業になりますが、これら以外にも、多様化・頻発化する各種災害への対応、応急手当や火災予防、救急に対する住民への啓発など、当組合の基本理念である「住民に寄り添い、共に歩み、安全・安心で住みよい街を目指して」消防業務を実施するための予算を計上しました。

以上で、議第6号「令和7年度可茂消防事務組合一般会計予算」のご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（澤野伸議員）

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長（澤野伸議員）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野伸議員）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議第7号「可茂消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○森弓子議員

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

2番、森弓子議員

○森弓子議員

それでは、議第7号「可茂消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたしますので、資料番号5、可茂消防事務組合議会第1回定例会議案（議員提出議案）、資料番号6、可茂消防事務組合議会第1回定例会資料（議員提出議案）、ともに1ページをお願いいたします。

先ほど、議第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」にて、ご説明しましたとおり、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、本条例の条文中に定められている懲役を拘禁刑に改めるものであります。

こちらの条例についても、岐阜地方検察庁に協議を申し出ましたが、特段、意見はないとの回答を得ております。

なお、この条例の施行日は、議第1号の条例と同様に法律の施行日と同日の令和7年6月1日とするものであります。

以上で、議第7号「可茂消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（澤野伸議員）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長（澤野伸議員）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野伸議員）

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。  
ここで管理者から発言を求められていますので、これを許します。

○管理者（藤井浩人）

はい、議長。

○議長（澤野伸議員）

藤井浩人管理者。

○管理者（藤井浩人）

ただ今、上程いたしました議案につきまして、原案どおり議決いただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

議決をいただきました令和7年度予算につきましては、適切な執行を行うとともに、効率の良い消防行政を推進してまいりますので、今後も可茂消防事務組合の運営につきまして、より一層のご指導をいただきますようお願い申し上げます。

また昨年度は、飲酒運転を始め、不祥事がいくつか発生し、大変なご心配をおかけしました。その後、そのような事案は発生しておらず、消防長を始め、組織のガバナンスは改めて機能していると感じております。

また、こちらにも報告がありましたが、救急件数の増加、働き方改革など社会状況の変化により組織体制の見直しも必要になってくると感じております。

結びになりますが、議員の皆様方におかれましては健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（澤野伸議員）

これをもちまして、令和7年可茂消防事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

《閉会》

閉会 午後3時15分

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためここに署名する。

議 長

澤野伸

署名議員

福井徳一

署名議員

佐伯正貴